

伊達市新市建設計画について

1 伊達市新市建設計画とは

伊達市新市建設計画は、新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図っていくことにより、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

伊達市新市建設計画実施事業は、特に合併により必要とされ、「伊達市の一体感のあるまちづくり」の創生のために必要な事業を、合併特例債を財源として実施するものです。

伊達市新市建設計画の各事業については、社会情勢の変化や財政状況を踏まえ、計画内容や計画期間の再設定など、着実かつ計画的に執行できる体制の構築や各種施策との連携を考慮し、見直すこととしています。

今後、建設コストの増加や普通交付税などの財源が減少することが見込まれる中、進展する少子高齢化・人口減少社会において真に市民に必要とされる事業や、持続可能な市政運営に対応するための「選択と集中」を行いながら、有利な財源である合併特例債を有効に活用していくこととしています。

2 伊達市新市建設計画審議会の役割

伊達市新市建設計画実施事業の計画策定・見直しにあたり、全市的な視点において審議いただくために、伊達市新市建設計画審議会を設置しました。

伊達市新市建設計画の実施や見直し等について、審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができます。

3 合併特例債とは

合併特例債とは、合併した市町村が新しいまちづくりのため、新市建設計画に基づき実施する事業のうち、特に必要と認められる事業に対する財源として、借り入れることができる地方債(借入金)のことをいいます。

合併特例債の活用は、令和7年度実施事業までに限られており、起債の限度額は 353.3 億円です。

なお、合併特例債は事業費のおよそ 95%まで充当する(借り入れる)ことができます。借り入れた地方債のうち将来支払う元利償還金の 70%が普通交付税によって措置されることとなっています。

4 具体的な事業について

新たな行政需要に対応するため、財政状況を鑑みながら新規で実施する事業を設定しております。

現時点の最終的な合併特例債発行額(見込)	35,330,000 千円)
・完了事業 213事業(合併特例債発行額)	25,035,500 千円)
・継続事業 14事業(合併特例債発行額)	10,294,500 千円)

事業の概要は資料2・資料3で説明します。